

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福井県坂井市丸岡町下久米田第4号23番地2

氏 名 丸岡アイシー有限会社 代表取締役 元井 康治
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 石田 嵩人

許可の年月日
許可の有効年月日令和 8年 8月 5日
令和13年 5月28日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (破碎、圧縮)

産業廃棄物の種類

破碎: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」、がれき類 以上7種類

圧縮: 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類

(自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類の ①②③破碎施設 ④圧縮施設

(2) 設置場所 ①②③④福井県坂井市丸岡町下久米田

26字北畦高27番

40字井ヶ谷10番、11番甲、11番乙、12番1、12番3、
12番4、13番1、14番、15番、16番

44字墓ヶ山30番

45字伊ヶノ木1番、2番、16番、17番、28番

(3) 設置年月日 ①平成30年4月8日 ②平成22年2月2日 ③令和3年2月10日

④平成30年2月15日

(4) 処理能力 ①40t/日 (稼働時間8時間) ②208t/日 (稼働時間8時間)

③3.2t/日 (稼働時間8時間) ④5.34t/日 (稼働時間8時間)

(5) 許可年月日 ①②平成30年4月6日 (許可番号 第30-001号)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成 8年 5月29日 新規許可

(2) 平成10年 8月 6日 変更許可

・中間処理 (焼却) において取り扱う産業廃棄物の種類に繊維くずを追加

(3) 平成13年 5月29日 更新許可

(4) 平成18年 5月29日 更新許可

- ・事業の区分のうち、中間処理（選別）を廃止
- (5) 平成22年 5月 6日 変更許可
- ・事業の区分に中間処理（破碎）を追加
- (6) 平成23年 6月22日 更新許可
- (7) 平成28年 6月17日 更新許可
- (8) 平成30年 1月31日 変更届
- ・事業の区分のうち、中間処理（焼却）を廃止
- (9) 平成30年 4月19日 変更許可
- ・中間処理（破碎）において取り扱う産業廃棄物の種類に紙くず、木くず、繊維くずを追加
- ・事業の区分に中間処理（圧縮）を追加
- (10) 令和 3年 6月 2日 更新許可、変更許可
- ・中間処理（破碎）において取り扱う産業廃棄物の種類に廃プラスチック類を追加
- ・破碎施設③を追加
- (11) 令和 8年 8月 5日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無